

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																								
<p>小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】</p> <p>第1章 総則 第1節 計画の方針 第1～3 (略) 第4 計画を定めるにあたっての基本方針 (1) (略) (2) 原子力災害対策重点区域の設定 小浜市において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備および通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(以下「原子力災害対策重点区域」という。)の範囲については、原子力事業者が、各原子力施設に内在する危険性および事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとする。 (中略)</p> <p>ア 予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。) 原子力事業所からおおむね半径5kmの範囲</p> <p>イ 緊急時防護措置を準備する区域 (Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。) 原子力事業所からおおむね半径30kmの範囲 この考え方を踏まえ、本市において、原子力災害対策重点区域は表1のとおりとする。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力施設 (※)</th> <th>PAZ地域 (おおむね半径5km)</th> <th>UPZ地域 (おおむね半径30km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力(株)大飯発電所3号機、4号機</td> <td><内外海> 泊・堅海</td> <td>左記以外の市内全域</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)高浜発電所</td> <td>—</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)美浜発電所3号機</td> <td>—</td> <td><小浜> 津島、多賀 <雲浜> 南川町、上竹原、関、千種一丁目、千種二丁目、四谷町、一番町、城内一丁目、城内二丁目、雲浜一丁目、雲浜二丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、水取一・二丁目、水取三・四丁目 <西津> 堀屋敷、板屋町、小湊、大湊、北塩屋、西長町、北長町、西津福谷、新小松原、下竹原、小松原川東、小松原川西 <内外海> 甲ヶ崎、阿納尻、加尾、西小川、宇</td> </tr> </tbody> </table>	原子力施設 (※)	PAZ地域 (おおむね半径5km)	UPZ地域 (おおむね半径30km)	関西電力(株)大飯発電所3号機、4号機	<内外海> 泊・堅海	左記以外の市内全域	関西電力(株)高浜発電所	—	市内全域	関西電力(株)美浜発電所3号機	—	<小浜> 津島、多賀 <雲浜> 南川町、上竹原、関、千種一丁目、千種二丁目、四谷町、一番町、城内一丁目、城内二丁目、雲浜一丁目、雲浜二丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、水取一・二丁目、水取三・四丁目 <西津> 堀屋敷、板屋町、小湊、大湊、北塩屋、西長町、北長町、西津福谷、新小松原、下竹原、小松原川東、小松原川西 <内外海> 甲ヶ崎、阿納尻、加尾、西小川、宇	<p>小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】</p> <p>第1章 総則 第1節 計画の方針 第1～3 (略) 第4 計画を定めるにあたっての基本方針 (1) (略) (2) 原子力災害対策重点区域の設定 小浜市において、原子力防災資機材、環境放射線モニタリング設備および通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(以下「原子力災害対策重点区域」という。)の範囲については、原子力事業者が、各原子力施設に内在する危険性および事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとする。 (中略)</p> <p>ア 予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。) 原子力事業所からおおむね半径5kmの範囲</p> <p>イ 緊急防護措置を準備する区域 (Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。) 原子力事業所からおおむね半径30kmの範囲 この考え方を踏まえ、本市において、原子力災害対策重点区域は表1のとおりとする。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力施設 (※)</th> <th>PAZ地域 (おおむね半径5km)</th> <th>UPZ地域 (おおむね半径30km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力(株)大飯発電所3号機、4号機</td> <td><内外海> 泊・堅海</td> <td>左記以外の市内全域</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)高浜発電所</td> <td>—</td> <td>市内全域</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)美浜発電所3号機</td> <td>—</td> <td><小浜> 津島、多賀 <雲浜> 南川町、上竹原、関、千種一丁目、千種二丁目、四谷町、一番町、城内一丁目、城内二丁目、雲浜一丁目、雲浜二丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、水取一・二丁目、水取三・四丁目 <西津> 堀屋敷、板屋町、小湊、大湊、北塩屋、西長町、北長町、西津福谷、新小松原、下竹原、小松原川東、小松原川西 <内外海> 甲ヶ崎、阿納尻、加尾、西小川、宇</td> </tr> </tbody> </table>	原子力施設 (※)	PAZ地域 (おおむね半径5km)	UPZ地域 (おおむね半径30km)	関西電力(株)大飯発電所3号機、4号機	<内外海> 泊・堅海	左記以外の市内全域	関西電力(株)高浜発電所	—	市内全域	関西電力(株)美浜発電所3号機	—	<小浜> 津島、多賀 <雲浜> 南川町、上竹原、関、千種一丁目、千種二丁目、四谷町、一番町、城内一丁目、城内二丁目、雲浜一丁目、雲浜二丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、水取一・二丁目、水取三・四丁目 <西津> 堀屋敷、板屋町、小湊、大湊、北塩屋、西長町、北長町、西津福谷、新小松原、下竹原、小松原川東、小松原川西 <内外海> 甲ヶ崎、阿納尻、加尾、西小川、宇
原子力施設 (※)	PAZ地域 (おおむね半径5km)	UPZ地域 (おおむね半径30km)																							
関西電力(株)大飯発電所3号機、4号機	<内外海> 泊・堅海	左記以外の市内全域																							
関西電力(株)高浜発電所	—	市内全域																							
関西電力(株)美浜発電所3号機	—	<小浜> 津島、多賀 <雲浜> 南川町、上竹原、関、千種一丁目、千種二丁目、四谷町、一番町、城内一丁目、城内二丁目、雲浜一丁目、雲浜二丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、水取一・二丁目、水取三・四丁目 <西津> 堀屋敷、板屋町、小湊、大湊、北塩屋、西長町、北長町、西津福谷、新小松原、下竹原、小松原川東、小松原川西 <内外海> 甲ヶ崎、阿納尻、加尾、西小川、宇																							
原子力施設 (※)	PAZ地域 (おおむね半径5km)	UPZ地域 (おおむね半径30km)																							
関西電力(株)大飯発電所3号機、4号機	<内外海> 泊・堅海	左記以外の市内全域																							
関西電力(株)高浜発電所	—	市内全域																							
関西電力(株)美浜発電所3号機	—	<小浜> 津島、多賀 <雲浜> 南川町、上竹原、関、千種一丁目、千種二丁目、四谷町、一番町、城内一丁目、城内二丁目、雲浜一丁目、雲浜二丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、水取一・二丁目、水取三・四丁目 <西津> 堀屋敷、板屋町、小湊、大湊、北塩屋、西長町、北長町、西津福谷、新小松原、下竹原、小松原川東、小松原川西 <内外海> 甲ヶ崎、阿納尻、加尾、西小川、宇																							

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行			改定案		
		久、若狭、仏谷、堅海、泊、阿納、犬熊、志積、矢代、田鳥 <国富> 丸山、羽賀、奈胡、熊野、次吉、栗田、高塚、太良庄、江古川、北川 <宮川> 大戸、竹長、本保、大谷、新保、加茂 <松永> 東市場、太興寺、平野、上野、四分一 <遠敷> 検見坂、池田、市場、島、中村、国分、金屋、遠敷一・二丁目、遠敷三・四丁目、遠敷五丁目、遠敷六丁目、遠敷七・八丁目、遠敷九・十丁目 <今富> 府中、和久里、木崎、多田			久、若狭、仏谷、堅海、泊、阿納、犬熊、志積、矢代、田鳥 <国富> 丸山、羽賀、奈胡、熊野、次吉、栗田、高塚、太良庄、江古川、北川 <宮川> 大戸、竹長、本保、大谷、新保、加茂、 ひまわり <松永> 東市場、太興寺、平野、上野、四分一 <遠敷> 検見坂、池田、市場、島、中村、国分、金屋、遠敷一・二丁目、遠敷三・四丁目、遠敷五丁目、遠敷六丁目、遠敷七・八丁目、遠敷九・十丁目 <今富> 府中、和久里、木崎、多田
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	—	<内外海> 加尾、西小川、宇久、阿納、犬熊、志積、矢代、田鳥	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	—	<内外海> 加尾、西小川、宇久、阿納、犬熊、志積、矢代、田鳥
日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機	—	<内外海> 田鳥	日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機	—	<内外海> 田鳥
<p>※ 同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所 (略) (3) (略) (4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 ア (略) イ 緊急事態の初期段階における防護措置の考え方 緊急事態の初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。 (略) 表3 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み 1. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 【関西電力(株)美浜発電所3号機、関西電力(株)大飯発電所3、4号機、関西電力(株)高浜発電所1、3、4号機】 (略)</p>			<p>※ 同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所 (略) (3) (略) (4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 ア (略) イ 緊急事態の初期段階における防護措置の考え方 緊急事態の初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。 (略) 表3 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み 1. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。) 【関西電力(株)美浜発電所3号機、関西電力(株)大飯発電所3、4号機、関西電力(株)高浜発電所1、2、3、4号機】 (略)</p>		

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行		改定案	
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵増の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ <u>原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵増の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置もしくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</u></p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行		改定案													
<p>2. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>【国立研究開発法人日本原子力機構高速増殖原型炉もんじゅ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (第1段階)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑧ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発令された場合 ⑨ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑩ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合 </td> </tr> <tr> <td>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 </td> </tr> </tbody> </table>		緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑧ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発令された場合 ⑨ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑩ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合 	施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 	<p>2. <u>使用済燃料貯蔵槽内</u>にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（<u>実用発電用原子炉に係るもの</u>にあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、<u>試験研究用原子炉施設および照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの</u></p> <p>【国立研究開発法人日本原子力機構高速増殖原型炉もんじゅ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (第1段階)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ② 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ③ 重要区域において、火災または溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ④ 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑤ 福井県（当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ⑥ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑦ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 </td> </tr> <tr> <td>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ② 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ③ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ④ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 </td> </tr> </tbody> </table>		緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ② 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ③ 重要区域において、火災または溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ④ 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑤ 福井県（当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ⑥ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑦ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ② 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ③ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ④ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL														
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑧ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発令された場合 ⑨ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑩ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合 														
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 														
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL														
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ② 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ③ 重要区域において、火災または溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ④ 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑤ 福井県（当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ⑥ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑦ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 														
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ② 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ③ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ④ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 														

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行		改定案	
	<p>⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外の通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>		
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容</p>	全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行		改定案									
	<p>器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>										
<p>3. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機、関西電力(株)高浜発電所2号機】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (第1段階)</td> <td> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>3. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (第1段階)</td> <td> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL										
警戒事態 (第1段階)	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>										
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL										
警戒事態 (第1段階)	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>										

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案								
<p>4. 炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設【関西電力(株)大飯発電所1、2号機】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">緊急事態区分</th> <th style="text-align: center;">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒事態 (第1段階)</td> <td> ① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(イ) 運用上の介入レベル（OIL）</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、市等は緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実行することが必要となる。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じるようにしなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査（以下「スクリーニング」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。</p> <p>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>② (略)</p> <p>表4 OILと防護措置 (略)</p> <p>※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスク</p>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>4. 炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設【関西電力(株)大飯発電所1、2号機】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">緊急事態区分</th> <th style="text-align: center;">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警戒事態 (第1段階)</td> <td> ① おおい町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(イ) 運用上の介入レベル（OIL）</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、市等は緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実行することが必要となる。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じるようにしなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査（以下「スクリーニング」という。）の結果から簡易除染（簡易な方法による除染）等の措置を講じるようにしなければならない。</p> <p>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>② (略)</p> <p>表4 OILと防護措置 (略)</p> <p>※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	① おおい町 において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL								
警戒事態 (第1段階)	① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。								
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL								
警戒事態 (第1段階)	① おおい町 において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。								

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行			改定案		
リーニング基準」を定める。 第5～7 (略)			第5～7 (略)		
第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務 (略)			第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務 (略)		
第1～2 (略)			第1～2 (略)		
第3 福井県	危機対策・ 防災課	(略)	第3 福井県	危機管理課	(略)
第4～6 (略)			第4～6 (略)		
第7 指定地方行政機関			第7 指定地方行政機関		
1～9 (略)	(略)	(略)	1～9 (略)	(略)	(略)
10 近畿地方整備局 (福井河川国道事務 所) (小浜国道維持出張 所)	(略)	(略)	10 近畿地方整備局 (福井河川国道事務 所) (嶺南河川国道維持 出張所)	(略)	(略)
11～15 (略)	(略)	(略)	11～15 (略)	(略)	(略)
第8 (略)			第8 (略)		
第9 指定公共機関および指定地方公共機関			第9 指定公共機関および指定地方公共機関		
1～5 (略)	(略)	(略)	1～5 (略)	(略)	(略)
6 ソフトバンク(株)	地域総務部 (北陸)	(1)原子力災害時における被災通信施設の復旧	6 ソフトバンク(株)	地域総務部 (北陸)	(1)原子力災害時における被災通信施設の復旧
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>7 楽天モバイル(株)</u>	<u>大阪支社</u>	<u>(1)原子力災害時における被災通信施設の復旧</u>
7 (一社)福井県 医師会		(略)	8 (一社)福井県 医師会		(略)
8 公共交通機関 ・西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 ・えちぜん鉄道(株) ・京福バス(株) ・福井鉄道(株) (追加)	施設課 運輸課 管理課 運輸課 業務課	(1)原子力災害時における物資および人員の緊急輸送	9 公共交通機関 ・西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 ・えちぜん鉄道(株) ・京福バス(株) ・福井鉄道(株) ・(株)ハピラインふく い	金沢支社	(1)原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
9 自動車輸送機関 ・日本通運(株) ・福山通運(株) ・佐川急便(株) ・ヤマト運輸(株) ・濃飛西濃運輸(株)	福井支店 福井支店 本社(中日本) 福井主管支店 福井支店	(1)災害対策用物資の輸送	10 自動車輸送機関 ・日本通運(株) ・福山通運(株) ・佐川急便(株) ・ヤマト運輸(株) ・濃飛西濃運輸(株)	福井支店 福井支店 本社(中日本) 福井主管支店 福井支店	(1)災害対策用物資の輸送
10 中日本高速道路(株) 金沢支社	敦賀保全・サ ービスセンタ ー	(1)原子力災害時における道路交通の確保等	11 中日本高速道路(株) 金沢支社	敦賀保全・サ ービスセンタ ー	(1)原子力災害時における道路交通の確保等
西日本高速道路(株) 関西支社	福知山高速道 路事務所	(1)原子力災害時における道路交通の確保等	12 西日本高速道路(株) 関西支社	福知山高速道 路事務所	(1)原子力災害時における道路交通の確保等
11 報道機関 ・日本放送協会	企画編成	(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報	13 報道機関 ・日本放送協会	企画編成	(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行			改定案		
福井放送局 ・福井放送（株） ・福井テレビジョン放送（株） ・福井エフエム放送（株）	総務部 報道部	(3)災害情報および各種指示等の伝達	福井放送局 ・福井放送（株） ・福井テレビジョン放送（株） ・福井エフエム放送（株）	総務部 報道部	(3)災害情報および各種指示等の伝達
12 電力関係機関 ・関西電力（株） ・日本原子力発電（株） ・国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力事業本部 敦賀発電所 敦賀廃止措置実証本部	(1)原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2)原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3)放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4)緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5)原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6)関係機関との連携 (7)緊急時における通報および報告 (8)緊急時における応急措置 (9)緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および小浜市が実施する原子力防災対策への積極的な協力	14 電力関係機関 ・関西電力（株） ・日本原子力発電（株） ・国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力事業本部 敦賀発電所 敦賀廃止措置実証本部	(1)原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2)原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3)放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4)緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5)原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6)関係機関との連携 (7)緊急時における通報および報告 (8)緊急時における応急措置 (9)緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および小浜市が実施する原子力防災対策への積極的な協力
13 研究研修機関 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構		(1)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2)緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3)原子力防災に関する研修 (4)原子力防災訓練への参画	15 研究研修機関 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構		(1)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2)緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3)原子力防災に関する研修 (4)原子力防災訓練への参画
14 (公財)福井原子力センター		(1)原子力防災に関する知識の普及 (2)県・市町が実施する災害応急対策への協力	16 (公財)福井原子力センター		(1)原子力防災に関する知識の普及 (2)県・市町が実施する災害応急対策への協力
15 ガス関係機関 (一社)福井県エルピーガス協会		(1)原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2)原子力災害時におけるガス供給の確保	17 ガス関係機関 (一社)福井県エルピーガス協会		(1)原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2)原子力災害時におけるガス供給の確保
第10 その他公共的団体			第10 その他公共的団体		
1～6 (略)		(1)原子力災害時における医療救護活動の実施	1～6 (略)		(1)原子力災害時における医療救護活動の実施
7 小浜市社会福祉協議会		(1)災害弱者の収容 (2)ボランティアの受入れ配備	7 (福)小浜市社会福祉協議会		(1)災害弱者の収容 (2)ボランティアの受入れ配備
8～9 (略)		(1)避難訓練の実施 (2)原子力災害時における負傷者の医療、助産救助等への協力	8～9 (略)		(1)避難訓練の実施 (2)原子力災害時における負傷者の医療、助産救助等への協力
10 小浜市建設機構		(1)救助用物資および復旧資材の運搬	10 (公社)小浜市建設機構		(1)救助用物資および復旧資材の運搬
第3節 (略)			第3節 (略)		

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2章 原子力災害事前対策 第1節 原子力防災体制の整備 第1～第4 (略) 第5 避難収容活動体制の整備 (1) (略) (2) 避難所等の整備等 ア 避難所等の整備 小浜市は、<u>公民館</u>や学校等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 (略) イ～ク (略) (3)～(9) (略) 第6 緊急輸送活動体制および交通体制の整備 (1) 小浜市は、<u>放射線医学総合研究所</u>、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。 (2) (略) 第7 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等 (1)～(3) (略) (4) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等 応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保し、また、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、小浜市は、国、県、県警察、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図るものとする。 また、小浜市は、<u>応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため</u>、平常時より、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。 第8～第10 (略) 第2～6節 (略) 第7節 原子力災害医療体制の整備 第1 (略) 第2 原子力災害医療体制の確立 (1) 原子力災害医療機関、原子力災害拠点病院の整備 県は、原子力災害医療機関として、表1のとおり「原子力災害医療協力機関」を登録するとともに、「原子力災害拠点病院」を指定するものとする。 ア 原子力災害医療協力機関においては、次の項目のうち1項目以上を実施できるものとする。 (ア) (略) (イ) <u>被災者の放射性物質による汚染の測定</u> (ウ)～(キ) (略) イ (略) (2)～(7) (略)</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策 第1節 原子力防災体制の整備 第1～第4 (略) 第5 避難収容活動体制の整備 (1) (略) (2) 避難所等の整備等 ア 避難所等の整備 小浜市は、<u>コミュニティセンター</u>や学校等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 (略) イ～ク (略) (3)～(9) (略) 第6 緊急輸送活動体制および交通体制の整備 (1) 小浜市は、<u>量子科学技術研究開発機構</u>、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。 (2) (略) 第7 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等 (1)～(3) (略) (4) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等 <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全を確保し、また、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、小浜市は、国、県、県警察、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図るものとする。 また、小浜市は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする 第8～第10 (略) 第2～6節 (略) 第7節 原子力災害医療体制の整備 第1 (略) 第2 原子力災害医療体制の確立 (1) 原子力災害医療機関、原子力災害拠点病院の整備 県は、原子力災害医療機関として、表1のとおり「原子力災害医療協力機関」を登録するとともに、「原子力災害拠点病院」を指定するものとする。 ア 原子力災害医療協力機関においては、次の項目のうち1項目以上を実施できるものとする。 (ア) (略) (イ) <u>甲状腺被ばく線量モニタリング実施のための測定要員の派遣</u> (ウ)～(キ) (略) イ (略) (2)～(7) (略)</p>

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																												
<p>第3 原子力災害医療資機材等の整備 (1)～(2) (略) (3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 (略) ア 事前配布体制の整備 (ア) (略) (イ) 小浜市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県および関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。 (ウ) 小浜市は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。 (エ) (略) イ～ウ (略) (4) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 県は、国の支援の下、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段的確保等、公衆被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第8～9節 (略)</p> <p>第10節 広域的相互応援体制の整備 第1～第2 (略) 第3 関係機関との協定 (略)</p> <p>・その他機関・団体等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関・団体等名</th> <th style="text-align: center;">協定等名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小浜市医師会(現：小浜医師会)</td> <td>小浜市と小浜市医師会間の災害時の医療救護活動に関する協定書</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に係る実費弁償等に関する覚書</td> </tr> <tr> <td>公立小浜病院</td> <td>災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書</td> </tr> <tr> <td>小浜市建設業会(現：小浜市建設機構)</td> <td>災害時における公共土木施設の応急対応に関する基本協定</td> </tr> <tr> <td>NPO 法人コメリ災害対策センター</td> <td>災害時における物資供給に関する協定書</td> </tr> <tr> <td>(社)福井県エルピーガス協会若狭支部 (現：(一社)福井県エルピーガス協会若狭支部)</td> <td>災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定書</td> </tr> </tbody> </table>	機関・団体等名	協定等名称	小浜市医師会(現：小浜医師会)	小浜市と小浜市医師会間の災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則	災害時の医療救護活動に係る実費弁償等に関する覚書	公立小浜病院	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	小浜市建設業会(現：小浜市建設機構)	災害時における公共土木施設の応急対応に関する基本協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	(社)福井県エルピーガス協会若狭支部 (現：(一社)福井県エルピーガス協会若狭支部)	災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定書	<p>第3 原子力災害医療資機材等の整備 (1)～(2) (略) (3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 (略) ア 事前配布体制の整備 (ア) (略) (イ) 小浜市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県および関係医療機関等と連携し、対象となる住民向けの説明会および協力薬局における配布を実施し、原則として医師の監修による説明を行うものとする。また、説明会等の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。 (ウ) 小浜市は、県と連携し、説明会や薬局において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。 (エ) (略) イ～ウ (略) (4) 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備 県は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材(NaI(TI)サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等)の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所またはその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第8～9節 (略)</p> <p>第10節 広域的相互応援体制の整備 第1～第2 (略) 第3 関係機関との協定 (略)</p> <p>・その他機関・団体等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関・団体等名</th> <th style="text-align: center;">協定等名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小浜市医師会(現：小浜医師会)</td> <td>小浜市と小浜市医師会間の災害時の医療救護活動に関する協定書</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則</td> </tr> <tr> <td>災害時の医療救護活動に係る実費弁償等に関する覚書</td> </tr> <tr> <td>公立小浜病院</td> <td>災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書</td> </tr> <tr> <td>小浜市建設業会(現：小浜市建設機構)</td> <td>災害時における公共土木施設の応急対応に関する基本協定</td> </tr> <tr> <td>NPO 法人コメリ災害対策センター</td> <td>災害時における物資供給に関する協定書</td> </tr> <tr> <td>(社)福井県エルピーガス協会若狭支部 (現：(一社)福井県エルピーガス協会若狭支部)</td> <td>災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定書</td> </tr> </tbody> </table>	機関・団体等名	協定等名称	小浜市医師会(現：小浜医師会)	小浜市と小浜市医師会間の災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則	災害時の医療救護活動に係る実費弁償等に関する覚書	公立小浜病院	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	小浜市建設業会(現：小浜市建設機構)	災害時における公共土木施設の応急対応に関する基本協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	(社)福井県エルピーガス協会若狭支部 (現：(一社)福井県エルピーガス協会若狭支部)	災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定書
機関・団体等名	協定等名称																												
小浜市医師会(現：小浜医師会)	小浜市と小浜市医師会間の災害時の医療救護活動に関する協定書																												
	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則																												
	災害時の医療救護活動に係る実費弁償等に関する覚書																												
公立小浜病院	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書																												
小浜市建設業会(現：小浜市建設機構)	災害時における公共土木施設の応急対応に関する基本協定																												
NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書																												
(社)福井県エルピーガス協会若狭支部 (現：(一社)福井県エルピーガス協会若狭支部)	災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定書																												
機関・団体等名	協定等名称																												
小浜市医師会(現：小浜医師会)	小浜市と小浜市医師会間の災害時の医療救護活動に関する協定書																												
	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則																												
	災害時の医療救護活動に係る実費弁償等に関する覚書																												
公立小浜病院	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書																												
小浜市建設業会(現：小浜市建設機構)	災害時における公共土木施設の応急対応に関する基本協定																												
NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書																												
(社)福井県エルピーガス協会若狭支部 (現：(一社)福井県エルピーガス協会若狭支部)	災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定書																												

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行		改定案	
小浜市電工会	災害時における小浜市公共施設の応急対策に関する基本協定	小浜市電工会	災害時における小浜市公共施設の応急対策に関する基本協定
小浜市管工事協同組合	小浜市と小浜市管工事協同組合の災害時における協力に関する協定	小浜市管工事協同組合	小浜市と小浜市管工事協同組合の災害時における協力に関する協定
小浜市安全施設施工会	小浜市域の道路交通安全施設等に係る災害時応援協力に関する協定	小浜市安全施設施工会	小浜市域の道路交通安全施設等に係る災害時応援協力に関する協定
県民生活協同組合	災害時等における生活物資等の供給協力に関する協定	県民生活協同組合	災害時等における生活物資等の供給協力に関する協定
(株)ケーブルテレビ若狭小浜	小浜市と株式会社ケーブルテレビ若狭小浜との災害緊急放送に関する相互協定	(株)ケーブルテレビ若狭小浜	小浜市と株式会社ケーブルテレビ若狭小浜との災害緊急放送に関する相互協定
(株)ママーズトア	災害時等における生活物資の供給協力に関する協定	(株)ママーズトア	災害時等における生活物資の供給協力に関する協定
小浜市建設業会 (現：小浜市建設事業推進機構)	防災活動に関する合意書	小浜市建設業会 (現：小浜市建設事業推進機構)	防災活動に関する合意書
福井県石油業協会若狭支部	災害時における石油燃料等の優先供給に関する協定	福井県石油業協会若狭支部	災害時における石油燃料等の優先供給に関する協定
(一社)福井県ドローン協会	災害時のドローン運用業務協定書	(一社)福井県ドローン協会	災害時のドローン運用業務協定書
小浜地域災害対策協議会	災害時の応援業務に関する覚書	小浜地域災害対策協議会	災害時の応援業務に関する覚書
小浜ライオンズクラブ ／小浜市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営支援に関する協定	小浜ライオンズクラブ ／小浜市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営支援に関する協定
小浜市建設業会（現：小浜市建設機構）	災害時におけるボランティア活動に関する基本協定	小浜市建設業会（現：小浜市建設機構）	災害時におけるボランティア活動に関する基本協定
ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定
大栄環境(株)	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境(株)	災害廃棄物等の処理に関する基本協定
(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
(公社)福井県下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(公社)福井県下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定
(一社)福井県測量設計業協会	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	(一社)福井県測量設計業協会	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定
福井県土地改良事業団体連合会	災害発生時における農地、農業用施設及び農業集落排水処理施設の復旧支援に関する協定	福井県土地改良事業団体連合会	災害発生時における農地、農業用施設及び農業集落排水処理施設の復旧支援に関する協定
セッツカートン(株)／Jパックス(株)	災害発生時等における応急生活物資の供給に関する協定	セッツカートン(株)／Jパックス(株)	災害発生時等における応急生活物資の供給に関する協定
福井県建築士会若狭支部	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	福井県建築士会若狭支部	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定
福井県旅館ホテル生活衛生同業組合	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	福井県旅館ホテル生活衛生同業組合	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定
(株)ナフコ	災害時における物資供給に関する協定	(株)ナフコ	災害時における物資供給に関する協定
		関西電力送配電(株)京都支社電力本部小浜配電営業所	大規模災害時における相互連携に関する協定 ・大規模災害時における相互連携に関する確認書 ・大規模災害時における道路啓開等に関する確認書
		高石機械産業(株)	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定
		小浜市社会福祉協議会 ／進工業株式会社	災害ボランティアセンターの運営支援に関する協定

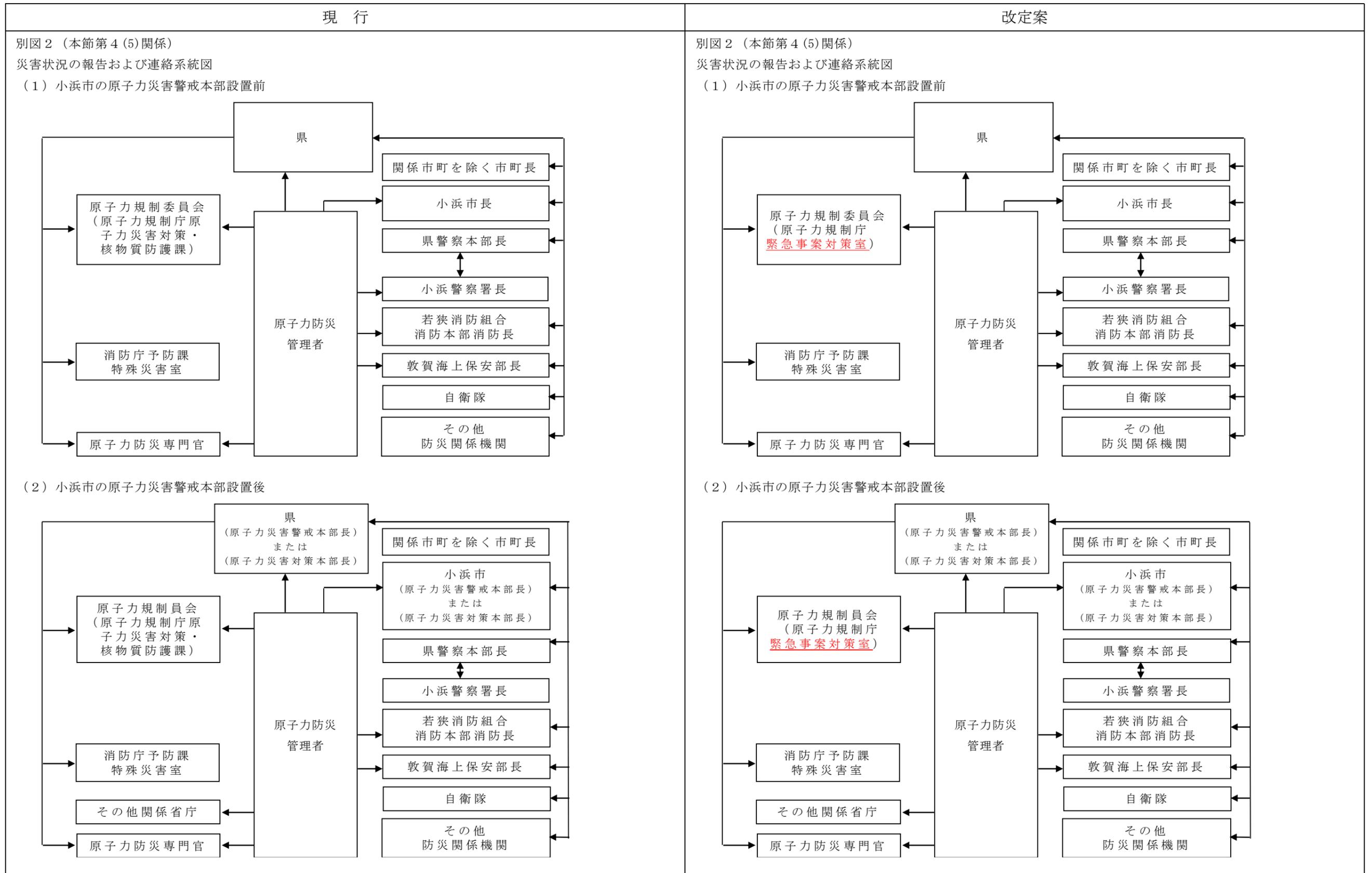
小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

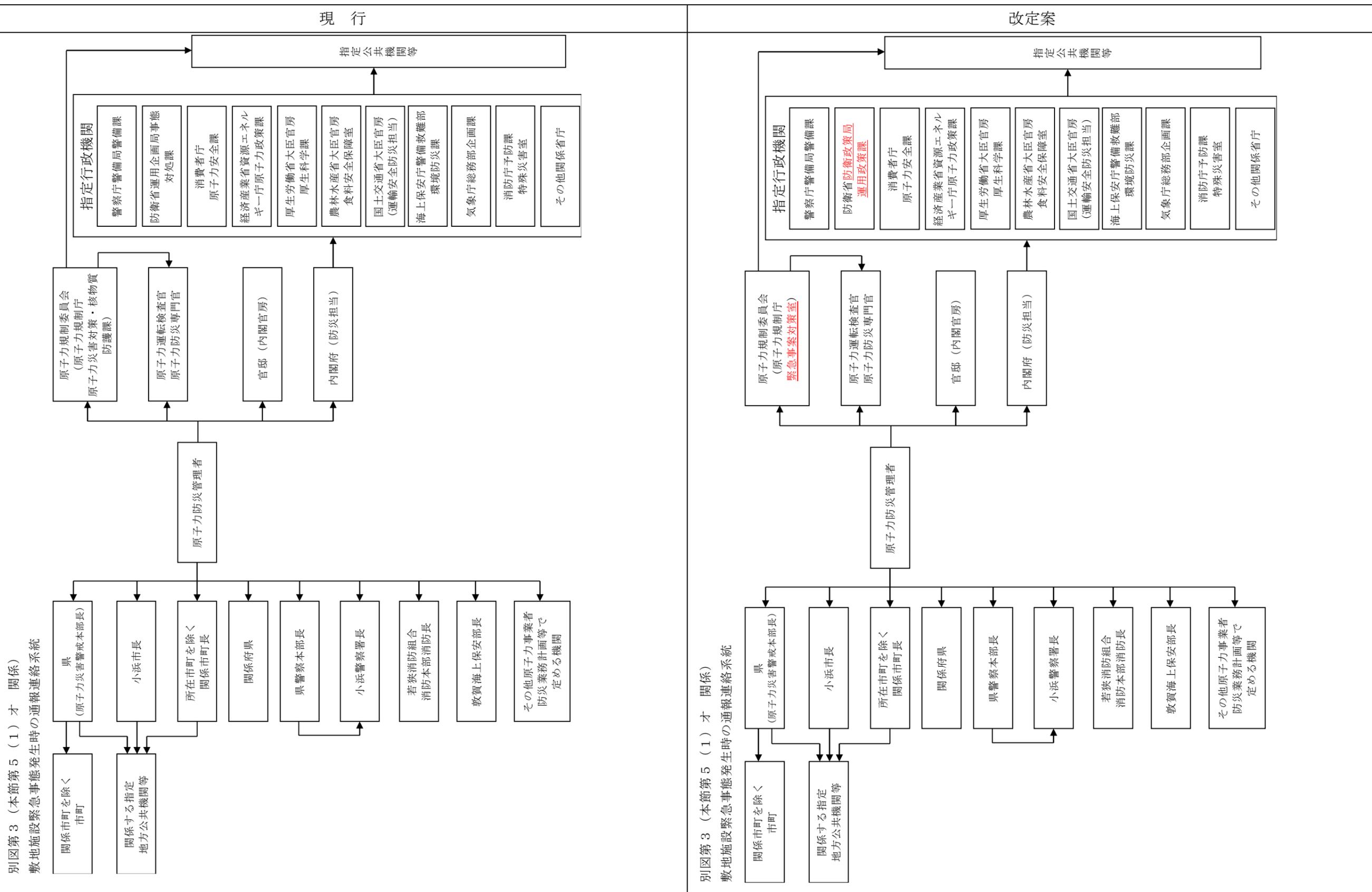
現 行	改定案	
	<u>福井放送株</u>	<u>防災減災パートナーシップに関する協定</u>
	<u>(一社)若狭地区建設業会／若狭地区4市町災害ボランティアセンター連絡会／社会福祉協議会</u>	<u>災害ボランティアセンターの活動支援に関する協定</u>
	<u>(公社)福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</u>	<u>災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書</u>
	<u>日本下水道事業団(東京)</u>	<u>災害支援協定</u>
第11～12節(略)	第11～12節(略)	
第13節 防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進	第13節 防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進	
第1(略)	第1(略)	
第2 防災対策資料の整備	第2 防災対策資料の整備	
(1)(略)	(1)(略)	
(2) 防災対策上必要な資料の整備	(2) 防災対策上必要な資料の整備	
小浜市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、次の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設(市役所)や原子力防災センターなどに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。	小浜市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、次の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設(市役所)や原子力防災センターなどに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。	
ア～エ(略)	ア～エ(略)	
オ 原子力災害医療措置に関する資料	オ 原子力災害医療措置に関する資料	
(ア)～(ウ)(略)	(ア)～(ウ)(略)	
(エ) <u>放射線医学総合研究所</u> に関する資料	(エ) <u>量子科学技術研究開発機構</u> に関する資料	
カ～サ(略)	カ～サ(略)	
(3)～(4)(略)	(3)～(4)(略)	
第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策	
第1節 緊急時の通報連絡	第1節 緊急時の通報連絡	
第1(略)	第1(略)	
第2 情報収集事態発生時の通報連絡	第2 情報収集事態発生時の通報連絡	
(1)(略)	(1)(略)	
(2) 点検状況等の報告および連絡	(2) 点検状況等の報告および連絡	
ア(略)	ア(略)	
イ 国の措置	イ 国の措置	
原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、情報収集事態の発生後の状況について関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。	原子力規制委員会・内閣府 <u>合同情報連絡室</u> は、情報収集事態の発生後の状況について関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。	
ウ(略)	ウ(略)	
第3 警戒事態(第1段階)発生時の通報連絡	第3 警戒事態(第1段階)発生時の通報連絡	
(1)(略)	(1)(略)	
(2) 国が行う通報連絡	(2) 国が行う通報連絡	
国(原子力規制委員会)は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、PAZ関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。 <u>(追加)</u>	国(原子力規制委員会)は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、PAZ関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請する。	

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

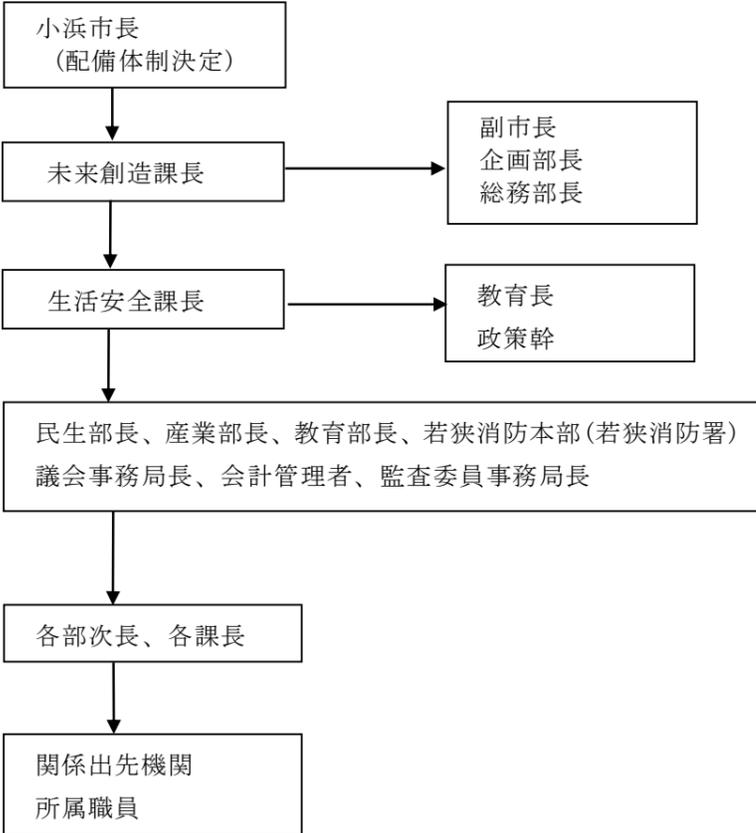
現 行	改定案
<p>(3)～(7) (略) 第4～8 (略) 第9 通信手段の確保 (1) 本節第3(1)の通報があったとき、小浜市、国、県(危機対策・防災課)、県警察本部、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (2)～(4) (略)</p> <p>別図1 (本節第3(7)関係) 緊急時の通報連絡系統</p>	<p>その際併せて、気象情報を提供するものとする。<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZ内の市町との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</u></p> <p>(3)～(7) (略) 第4～8 (略) 第9 通信手段の確保 (1) 本節第3(1)の通報があったとき、小浜市、国、県(危機管理課)、県警察本部、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (2)～(4) (略)</p> <p>別図1 (本節第3(7)関係) 緊急時の通報連絡系統</p>

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表





小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2節 緊急時活動体制の確立 第1 (略) 第2 小浜市の組織動員体制 (1)～(2) (略) (3) 職員への伝達等 (略) 別表1 (略) 別図1 (本節第2(3)アおよびイ(ア)関係) 伝達系統の概略図</p>  <p>第3 小浜市原子力災害警戒本部の設置 (1)～(2) (略) (3) 組織および事務分掌 ア (略) イ 警戒本部員は、教育長、<u>政策幹</u>、総務部長、企画部長、民生部長、産業部長、教育部長、<u>議会事務局長</u>、<u>監査委員事務局長</u>、若狭消防組合消防本部消防長が指名した職員をもって充てる。 また、警戒本部には警戒本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報記録班長をもって充てるものとする。 ウ～ケ (略) (4)～(7) (略) 第4 小浜市原子力災害対策本部の設置 (1)～(2) (略)</p>	<p>第2節 緊急時活動体制の確立 第1 (略) 第2 小浜市の組織動員体制 (1)～(2) (略) (3) 職員への伝達等 (略) 別表1 (略) 別図1 (本節第2(3)アおよびイ(ア)関係) 伝達系統の概略図</p>  <p>第3 小浜市原子力災害警戒本部の設置 (1)～(2) (略) (3) 組織および事務分掌 ア (略) イ 警戒本部員は、教育長、<u>推進監</u>、総務部長、企画部長、民生部長、産業部長、教育部長、若狭消防組合消防本部消防長が指名した職員をもって充てる。 また、警戒本部には警戒本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報記録班長をもって充てるものとする。 ウ～ケ (略) (4)～(7) (略) 第4 小浜市原子力災害対策本部の設置 (1)～(2) (略)</p>

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(3) 組織および事務分掌 ア～イ (略) ウ 災害対策本部員は、教育長、政策幹、各部長、<u>議会事務局長</u>、<u>監査委員事務局長</u>および若狭消防組合若狭消防署長をもって充てるものとする。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報記録班長をもって充てるものとする。 エ～コ (略) (4) ～ (12) (略) 第5～6 (略) 第7 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 小浜市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 住民等への情報伝達活動 第1 (略) 第2 広報の留意事項 (1) 小浜市および県は、原子力災害時に住民に対し適切な情報を提供するため、CATV、<u>音声告知放送</u>、<u>防災行政無線</u>、テレビ、ラジオ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を有効に活用するものとする。 (2) ～ (6) (略) 第3 小浜市の広報体制 (1) ～ (2) (略) (3) 小浜市は、報道機関、CATV、<u>音声告知放送</u>、広報車等を通じ、住民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、小浜市の対策等を周知徹底するものとする。 (4) ～ (7) (略) 第4 小浜市が行う広報事項 小浜市は、県等からの指示に従い、CATV、<u>音声告知放送</u>、<u>防災行政無線</u>、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。 (1) ～ (4) (略) 第5～7 (略) 第8 <u>災害情報インターネット通信システム</u>の活用 小浜市および県は、<u>災害情報インターネットシステム</u>を活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、住民、関係機関等に対する的確な情報を提供するものとする。</p> <p>第9 (略)</p>	<p>(3) 組織および事務分掌 ア～イ (略) ウ 災害対策本部員は、教育長、推進監、各部長、および若狭消防組合若狭消防署長をもって充てるものとする。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報記録班長をもって充てるものとする。 エ～コ (略) (4) ～ (12) (略) 第5～6 (略) 第7 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 小浜市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 住民等への情報伝達活動 第1 (略) 第2 広報の留意事項 (1) 小浜市および県は、原子力災害時に住民に対し適切な情報を提供するため、CATV、防災行政無線、テレビ、ラジオ、<u>(臨時災害放送局(コミュニティ放送局を含む)を含む)</u>、<u>アラート(災害情報共有システム)</u>、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を有効に活用するものとする。 (2) ～ (6) (略) 第3 小浜市の広報体制 (1) ～ (2) (略) (3) 小浜市は、報道機関、CATV、防災行政無線、広報車等を通じ、住民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、小浜市の対策等を周知徹底するものとする。 (4) ～ (7) (略) 第4 小浜市が行う広報事項 小浜市は、県等からの指示に従い、CATV、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。 (1) ～ (4) (略) 第5～7 (略) 第8 防災ネットの活用 小浜市および県は、防災ネット(アラート(災害情報共有システム)を含む)を活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、住民、関係機関等に対する的確な情報を提供するものとする。</p> <p>第9 (略)</p>

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>第1 基本方針</p> <p>住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、避難、屋内退避等の防護措置について定め、住民の安全確保を図る。なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行</u>下において原子力災害が発生した場合には、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いがある者も含め、感染拡大・予防対策を十分に考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第6 避難所等</p> <p>(1) 小浜市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所およびスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第7～14 (略)</p> <p>第6～7節 (略)</p> <p>第8節 原子力災害医療活動</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 原子力災害医療措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>小浜市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たった注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>ア 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>(ア) 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部または地方公共団体から出されることとしている。</p> <p>(イ) 小浜市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、国の安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>第1 基本方針</p> <p>住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、避難、屋内退避等の防護措置について定め、住民の安全確保を図る。なお、感染症流行下において原子力災害が発生した場合には、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いがある者も含め、感染拡大・予防対策を十分に考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第6 避難所等</p> <p>(1) 小浜市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所およびスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。</p> <p><u>小浜市は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第7～14 (略)</p> <p>第6～7節 (略)</p> <p>第8節 原子力災害医療活動</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 原子力災害医療措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>小浜市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たった注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>ア 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>(ア) 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部または地方公共団体から出されることとしている。</p> <p>小浜市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、国の安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。</p> <p>(イ) <u>安定ヨウ素剤が事前配布されたUPZ内の住民に対しては、県と連携し、避難等の際の安定ヨウ素剤の携行を呼び掛けるとともに、国の原子力規制委員会の判断に基づき、服用指示を伝達するものとする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第4 (略)</p>

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行				改定案			
別表1（本節第3（1）関係） 原子力災害医療体制の概要				別表1（本節第3（1）関係） 原子力災害医療体制の概要			
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療	診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	<p>傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ACLS） ・合併損傷（創傷、熱傷） 	<p>放射性物質による汚染除去の措置を施すと共に、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射線の計測および必要な医療措置を行う。</p> <p>《緊急時医療対策施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況および線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する診療の開始 	<p>原子力災害拠点病院で遂行困難な放射性物質による汚染の治療、追跡調査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療協力機関および原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療 ・高線量被ばく患者の診療 	<p>傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ACLS） ・合併損傷（創傷、熱傷） 	<p>放射性物質による汚染除去の措置を施すと共に、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射線の計測および必要な医療措置を行う。</p> <p>《緊急時医療対策施設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況および線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する診療の開始 	<p>原子力災害拠点病院で遂行困難な放射性物質による汚染の治療、追跡調査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療協力機関および原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療 ・高線量被ばく患者の診療 	
担当機関	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所 ・事業所内救急医療施設 ・県が定める医療機関 <p>外来診療：</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 福井県済生会病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 越前町国民健康保険織田病院 レイクヒルズ美方病院 若狭町国民健康保険上中診療所 	<ul style="list-style-type: none"> 福井県立病院 福井大学医学部附属病院 福井赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> 高度被ばく医療支援センター 原子力災害医療・総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所 ・事業所内救急医療施設 ・県が定める医療機関 <p>外来診療：</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 福井県済生会病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 越前町国民健康保険織田病院 レイクヒルズ美方病院 若狭町国民健康保険上中診療所 	<ul style="list-style-type: none"> 福井県立病院 福井大学医学部附属病院 福井赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> 高度被ばく医療支援センター ・福井大学 ・広島大学 ・弘前大学 ・福島県立医科大学 ・量子科学技術研究開発機構 ・長崎大学 <p>原子力災害医療・総合支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島大学（福井県管轄） ・弘前大学 ・福島県立医科大学 ・長崎大学 	
<p>原子力災害医療協力機関においては上記被ばく傷病者等の初期診療のほか、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の放射性物質による汚染の測定 ・現場派遣チームの保有および派遣体制の整備 ・救護所への医療チームまたは医療関係者の派遣 				<p>原子力災害医療協力機関においては上記被ばく傷病者等の初期診療のほか、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施のための測定要員の派遣 ・現場派遣チームの保有および派遣体制の整備 ・救護所への医療チームまたは医療関係者の派遣 			

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>・スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣</p> <p>・地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援</p> <p>・その他原子力災害発生時に必要な支援</p> <p>第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 飲料水および飲食物の供給要請 (略)</p> <p>※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p> <p>第10～11節 (略)</p> <p>第12節 要配慮者に配慮した応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 情報伝達および広報における配慮事項</p> <p>(1) 小浜市および県は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および避難施設での文字媒体ならびに手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達および広報について十分配慮するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第13節 防災業務関係者の安全確保</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第3 防護対策</p> <p>(1) 小浜市は、県の指示を受けて、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>(1) 福井県地域防災計画（原子力災害対策編）における防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、指針に示す防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は50mSvを上限としており、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性がある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとされている。</p> <p>ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svを併せて上限とするものとされている。</p> <p>また、日管理目標値は10mSvを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止するものとされている。</p>	<p>・スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣</p> <p>・地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援</p> <p>・その他原子力災害発生時に必要な支援</p> <p>第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 飲料水および飲食物の供給要請 (略)</p> <p>※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p> <p>第10～11節 (略)</p> <p>第12節 要配慮者に配慮した応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 情報伝達および広報における配慮事項</p> <p>(1) 小浜市および県は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および多言語に対応したソーシャルメディアによる発信、ならびに避難施設での文字媒体、手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達および広報について十分配慮するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第13節 防災業務関係者の安全確保</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 防護対策</p> <p>(1) 小浜市は、県の指示を受けて、必要に応じ被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>(1) 福井県地域防災計画（原子力災害対策編）における被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、指針に示す防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は50mSvを上限としており、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性がある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとされている。</p> <p>ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svを併せて上限とするものとされている。</p> <p>また、日管理目標値は10mSvを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止するものとされている。</p>

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとするが、小浜市においてこれが困難な場合は、県および他の防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第14節 災害救助法の適用</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 災害救助法の適用手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の手続き</p> <p>ア 知事は、災害救助法を適用したときは、小浜市および関係指定地方行政機関等に通知し、<u>厚生労働大臣</u>に情報提供する。</p> <p>イ 災害救助法を適用したときは速やかに公告する。</p> <p>ウ 知事は、本節第3(3)のうち災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合および本節第3(4)に該当する場合に災害救助法を適用しようとするときは、事前に<u>厚生労働省</u>に技術的助言を求めることができる。</p> <p>第6 個別適用</p> <p>(1) 避難場所の開設および収容</p> <p>知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難場所に収容し保護する。</p> <p>ア 適用期間</p> <p>災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、小浜市長は、知事に事前協議（<u>厚生労働大臣</u>の協議を含む）をしなければならない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難場所設置の方法</p> <p>避難場所は、学校、<u>公民館</u>等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>小浜市長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された小浜市長）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。</p> <p>ア 適用期間</p> <p>災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、小浜市長は、知事に事前協議（<u>厚生労働大臣</u>の協議を含む）をしなければならない。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) 飲料水の供給</p> <p>知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害のため飲料水が枯渇しまたは汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。</p> <p>ア 適用期間</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第14節 災害救助法の適用</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 災害救助法の適用手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の手続き</p> <p>ア 知事は、災害救助法を適用したときは、小浜市および関係指定地方行政機関等に通知し、<u>内閣総理大臣</u>に情報提供する。</p> <p>イ 災害救助法を適用したときは速やかに公告する。</p> <p>ウ 知事は、本節第3(3)のうち災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合および本節第3(4)に該当する場合に災害救助法を適用しようとするときは、事前に<u>内閣府</u>に技術的助言を求めることができる。</p> <p>第6 個別適用</p> <p>(1) 避難場所の開設および収容</p> <p>知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難場所に収容し保護する。</p> <p>ア 適用期間</p> <p>災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、小浜市長は、知事に事前協議（<u>内閣総理大臣</u>の協議を含む）をしなければならない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難場所設置の方法</p> <p>避難場所は、学校、<u>コミュニティセンター</u>等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>小浜市長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された小浜市長）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。</p> <p>ア 適用期間</p> <p>災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、小浜市長は、知事に事前協議（<u>内閣総理大臣</u>の協議を含む）をしなければならない。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) 飲料水の供給</p> <p>知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害のため飲料水が枯渇しまたは汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。</p> <p>ア 適用期間</p>

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																																
<p>災害発生の日から7日以内とする。 ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、小浜市長は、知事に事前協議（厚生労働大臣の協議を含む）をしなければならない。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(5) 被服寝具その他生活必需品の給貸与 災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失またはき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。</p> <p>ア 適用期間 災害発生の日から10日以内とする。 ただし、大地震等により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、知事は事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。</p> <p>イ（略）</p> <p>(6) 医療および助産 災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の手段を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。</p> <p>ア 適用期間 災害発生の日から14日以内とする。 ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、知事は事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(7) 災害にかかったものの救出 知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出してその者を保護する。</p> <p>ア 適用期間 災害発生の日から3日以内とする。 ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、小浜市長は、知事に事前協議（厚生労働大臣の協議を含む）をしなければならない。</p> <p>イ（略）</p> <p>(8) ～ (11)（略）</p> <p>(12) 応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ 救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げおよび輸送手段の借上げは小浜市が実施するが、小浜市から要請があった場合は、県があっせんする。</p> <p>ア 輸送および賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲および適用期間</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">範 囲</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者の避難</td> <td>1日～2日以内 (厚生労働大臣の承認により延長できる。以下同じ)</td> </tr> <tr> <td>医療および助産</td> <td>7日～14日以内</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>遺体の捜索</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>救援用物資の整理配分</td> <td>輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内</td> </tr> </tbody> </table>	範 囲	期 間	被災者の避難	1日～2日以内 (厚生労働大臣の承認により延長できる。以下同じ)	医療および助産	7日～14日以内	被災者の救出	3日以内	飲料水の供給	7日以内	遺体の捜索	10日以内	遺体の処理	10日以内	救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内	<p>災害発生の日から7日以内とする。 ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、小浜市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む）をしなければならない。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(5) 被服寝具その他生活必需品の給貸与 災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失またはき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。</p> <p>ア 適用期間 災害発生の日から10日以内とする。 ただし、大地震等により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、知事は事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。</p> <p>イ（略）</p> <p>(6) 医療および助産 災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の手段を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。</p> <p>ア 適用期間 災害発生の日から14日以内とする。 ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、知事は事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(7) 災害にかかったものの救出 知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出してその者を保護する。</p> <p>ア 適用期間 災害発生の日から3日以内とする。 ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、小浜市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む）をしなければならない。</p> <p>イ（略）</p> <p>(8) ～ (11)（略）</p> <p>(12) 応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ 救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げおよび輸送手段の借上げは小浜市が実施するが、小浜市から要請があった場合は、県があっせんする。</p> <p>ア 輸送および賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲および適用期間</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">範 囲</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者の避難</td> <td>1日～2日以内 (内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ)</td> </tr> <tr> <td>医療および助産</td> <td>7日～14日以内</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>遺体の捜索</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理</td> <td>10日以内</td> </tr> <tr> <td>救援用物資の整理配分</td> <td>輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内</td> </tr> </tbody> </table>	範 囲	期 間	被災者の避難	1日～2日以内 (内閣総理大臣 の承認により延長できる。以下同じ)	医療および助産	7日～14日以内	被災者の救出	3日以内	飲料水の供給	7日以内	遺体の捜索	10日以内	遺体の処理	10日以内	救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内
範 囲	期 間																																
被災者の避難	1日～2日以内 (厚生労働大臣の承認により延長できる。以下同じ)																																
医療および助産	7日～14日以内																																
被災者の救出	3日以内																																
飲料水の供給	7日以内																																
遺体の捜索	10日以内																																
遺体の処理	10日以内																																
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内																																
範 囲	期 間																																
被災者の避難	1日～2日以内 (内閣総理大臣 の承認により延長できる。以下同じ)																																
医療および助産	7日～14日以内																																
被災者の救出	3日以内																																
飲料水の供給	7日以内																																
遺体の捜索	10日以内																																
遺体の処理	10日以内																																
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内																																

小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第15～18節（略）</p> <p>第4章（略）</p>	<p>第15～18節（略）</p> <p>第4章（略）</p>